

政令第三百十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。